

一般土木工事等に係る特別共同企業体等への発注基準の改正

一般土木工事等に係る特別共同企業体等への発注基準を次のとおり改正する。

令和2年3月25日

<改正の内容>

一般土木工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼橋梁（上部）工事及びPC橋梁（上部）工事の発注基準のうち、「一般競争入札（WTO案件）」に係る金額要件について改正する。

一般競争入札 (WTO案件)	現 行	改 正
金額要件	22.9億円	23億円

<実施時期>

令和2年4月1日以降、入札公告分から適用する。

一 般 土 木 工 事 の 発 注 基 準

区 分	単体・JV	単体	単体	単体	単体	単体	単体	単体	単体	単体	JV(2~3者)	JV(2~3者)	JV(3~5者)	
	所在地要件	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内限定	県内限定	県内限定	県内限定	その他構成員 県内限定	所在地要件なし
一般競争入札 (WTO案件)	23億円												JV	
公募型一般競争入札	15億円												JV	(代表) 総合評定値 1,200以上
	10億円												JV	(代表) 県外A30~ 1,225以上 総合評定値 1,000以上
	5億円											単体A	(代表) 県内A15~ 1,108以上	(その他) 県内A20~ 1,147以上
	3億円											単体A	(その他) 県内A5~ 1,030以上	
	2.5億円													
	1.5億円								単体A	A5~ 1,030以上				
	0.7億円							単体A 単体B	A5~ 1,030以上					
	0.5億円						単体B	B5~ 830以上						
	0.3億円						単体B 単体C	B5~B95 830以上 1,029以下						
	0.2億円						単体B 単体C	C5~B95 685以上 1,029以下						
0.1億円						単体C 単体D	C5~B95 685以上 1,029以下							
指名競争入札		D5~C95 595以上 829以下												

※ 特例的取扱い

- ・ 総合評価落札方式を適用する場合、高度な技術を要する工事等については、この発注基準によらないことがある。
- ・ 公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札が適用される工事が入札の競争性確保に必要な最低限の入札参加者数を確保することができない場合には、案件ごとに入札参加者審査会土木部会の審議を経て所在地要件等を緩和する。

【注1】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・B」も対象とする場合がある。

【注2】 平均工事成績が75点以上の「単体・D」又は総合数値が635点(D50)以上の「単体・D」も対象とする場合がある。

【注3】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・A」、平均工事成績が75点以上の「単体・C」又は総合数値が750点(C50)以上の「単体・C」も対象とする場合がある。

【注4】 平均工事成績が75点以上の「単体・B」又は総合数値が920点(B50)以上の「単体・B」も対象とする場合がある。

【注5】 「代表」は代表構成員、「その他」はその他構成員を指す。

建築一式工事の発注基準

区分	単体・JV	単体	単体	単体	単体	単体	単体	JV(2者)	JV(2者)	JV(3者)
	所在地要件	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内限定	県内限定	所在地要件なし
一般競争入札 (WTO案件)	23億円									JV
公募型一般競争入札	15億円								JV	(代表) 総合評定値 1,200以上 (その他) 総合評定値 1,000以上
	10億円							JV	(代表) A20~ 1,153以上 (その他) A5~ 1,030以上	
	5億円						単体A 単体B	(代表) A15~ 1,112以上 (その他) A5~ 1,030以上		
	4.5億円									
制限付き一般競争入札	2.5億円					単体B 【注5】	B5~ 930以上			
	2億円				単体C 【注4】	B5~95 930以上 1,029以下				
	1.3億円			単体C 【注3】	C5~95 710以上 929以下					
	1億円		単体C 【注2】	C5~95 710以上 929以下						
	0.5億円	単体D 【注1】	C5~95 710以上 929以下							
指名競争入札		D5~95 510以上 709以下								

※ 特例的取扱い

- ・ 総合評価落札方式を適用する場合、高度な技術を要する工事等については、この発注基準によらないことがある。
- ・ 公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札が適用される工事で入札の競争性確保に必要な最低限の入札参加者数を確保することができない場合には、案件ごとに入札参加者審査会まちづくり部会の審議を経て所在地要件等を緩和する。

【注1】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・C」も対象とする場合がある。

【注2】 平均工事成績が75点以上の「単体・D」又は総合数値が600点(D50)以上の「単体・D」も対象とする場合がある。

【注3】 【注2】に同じ。又は社会貢献評価数値が40点以上の「単体・B」も対象とする場合がある。

【注4】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・B」も対象とする場合がある。

【注5】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・A」、平均工事成績が75点以上の「単体・C」又は総合数値が810点(C50)以上の「単体・C」も対象とする場合がある。

【注6】 「代表」は代表構成員、「その他」はその他構成員を指す。

電気工事の発注基準

区分	単体・JV	単体	単体	単体	単体	単体	JV(2者)	JV(2者)	JV(3者)	JV(3者)
	所在地要件	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内限定	その他構成員 県内限定	その他構成員 県内限定	所在地要件なし
一般競争入札 (WTO案件)	23億円									JV
公募型一般競争入札	15億円									JV
	10億円								JV	
	5億円							JV		
	2.5億円						JV			
制限付き一般競争入札	1億円					単体・A				
	0.5億円				単体・A 【注3】					
	0.4億円			単体・B 【注2】						
	0.13億円		単体・B							
	0.1億円	単体・B 【注1】								
指名競争入札										
格付点数及び総合数値		B5～95 575以上 759以下	B5～95 575以上 759以下	B5～95 575以上 759以下	A5～ 760以上	A5～ 760以上	(代表) A15～ 862以上 (その他) A5～ 760以上	(代表) A30～ 1,015以上 (その他) A5～ 760以上	(代表) A30～ 1,015以上 (その他) A5～ 760以上	(代表) 総合評定値 1,100以上 (その他) 総合評定値 760以上

※ 特例的取扱い

- ・ 総合評価落札方式を適用する場合、高度な技術を要する工事等については、この発注基準によらないことがある。
- ・ 公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札が適用される工事で入札の競争性確保に必要な最低限の入札参加者数を確保することができない場合には、案件ごとに入札参加者審査会まちづくり部会の審議を経て所在地要件等を緩和する。

【注1】 平均工事成績が75点以上又は、総合数値が525点(C50)以上の「単体・C」も対象とする場合がある。

【注2】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・A」も対象とする場合がある。

【注3】 平均工事成績が75点以上又は総合数値が660点(B50)以上の「単体・B」も対象とする場合がある。

【注4】 「代表」は代表構成員、「その他」はその他構成員を指す。

管工事の発注基準

区分	単体・JV	単体	単体	単体	単体	単体	JV(2者)	JV(2者)	JV(3者)	JV(3者)
	所在地要件	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内地域限定	県内限定	その他構成員 県内限定	その他構成員 県内限定	所在地要件なし
一般競争入札 (WTO案件)	23億円									JV
公募型一般競争入札	15億円									JV
	10億円								JV	
	5億円							JV		
	2.5億円						JV			
制限付き一般競争入札	1億円					単体・A				
	0.5億円				単体・A 【注3】					
	0.4億円			単体・B 【注2】						
	0.13億円		単体・B							
	0.1億円	単体・B 【注1】								
指名競争入札										
格付点数及び総合数値		B5～95 575以上 749以下	B5～95 575以上 749以下	B5～95 575以上 749以下	A5～ 750以上	A5～ 750以上	(代表) A15～ 852以上 (その他) A5～ 750以上	(代表) A30～ 1,005以上 (その他) A5～ 750以上	(代表) A30～ 1,005以上 (その他) A5～ 750以上	(代表) 総合評定値 1,100以上 (その他) 総合評定値 750以上

※ 特例的取扱い

- ・ 総合評価落札方式を適用する場合、高度な技術を要する工事等については、この発注基準によらないことがある。
- ・ 公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札が適用される工事で入札の競争性確保に必要な最低限の入札参加者数を確保することができない場合には、案件ごとに入札参加者審査会まちづくり部会の審議を経て所在地要件等を緩和する。

【注1】 平均工事成績が75点以上又は、総合数値が525点(C50)以上の「単体・C」も対象とする場合がある。

【注2】 社会貢献評価数値が40点以上の「単体・A」も対象とする場合がある。

【注3】 平均工事成績が75点以上又は総合数値が656点(B50)以上の「単体・B」も対象とする場合がある。

【注4】 「代表」は代表構成員、「その他」はその他構成員を指す。

鋼橋梁(上部)工事の発注基準

区分	単体・JV	単体	単体	単体	JV (2~3者)	JV (3者以上)
	所在地要件	所在地要件なし				
一般競争入札 (WTO案件)	23億円					JV
公募型 一般競争 入札	15億円				JV 【注1】	
	10億円					
	5億円			単体		
	1.5億円		単体			
	0.1億円	単体				
指名競争入札	0.1億円未満					

総合評定値
900点以上 1,000点以上 1,100点以上 (代表)1,100点以上 (代表)1,200点以上
総合評定値
(その他)1,000点以上 (その他)1,000点以上

【注1】JVを基本とするが、特殊な架設工法を採用する場合など、単体での施工が優位であると判断される場合には、単体とすることができる。その場合は代表の数値を適用する。

PC橋梁(上部)工事の発注基準

区分	単体・JV	単体	単体	単体	JV (2~3者)	JV (3者以上)
	所在地要件	所在地要件なし				
一般競争入札 (WTO案件)	23億円					JV
公募型 一般競争 入札	15億円				JV 【注1】	
	10億円					
	5億円			単体		
	1.5億円		単体			
	0.1億円	単体				
指名競争入札	0.1億円未満					

総合評定値
800点以上 900点以上 1,000点以上 (代表)1,000点以上 (代表)1,100点以上
総合評定値
(その他)900点以上 (その他)900点以上

【注1】JVを基本とするが、特殊な架設工法を採用する場合など、単体での施工が優位であると判断される場合には、単体とすることができる。その場合は代表の数値を適用する。